

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について (電気通信事業法の一部を改正する法律（第一種指定 電気通信設備制度の見直し関係）等を踏まえた規定整備)

---

電気通信事業部  
料金サービス課

- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)
- 参考資料  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

# 電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るために、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

■ 一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための  
**交付金制度を創設**する。

■ 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

■ 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。

■ 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。

- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

■ 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務**及び**料金算定方法等の提示義務**を課す。

■ 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

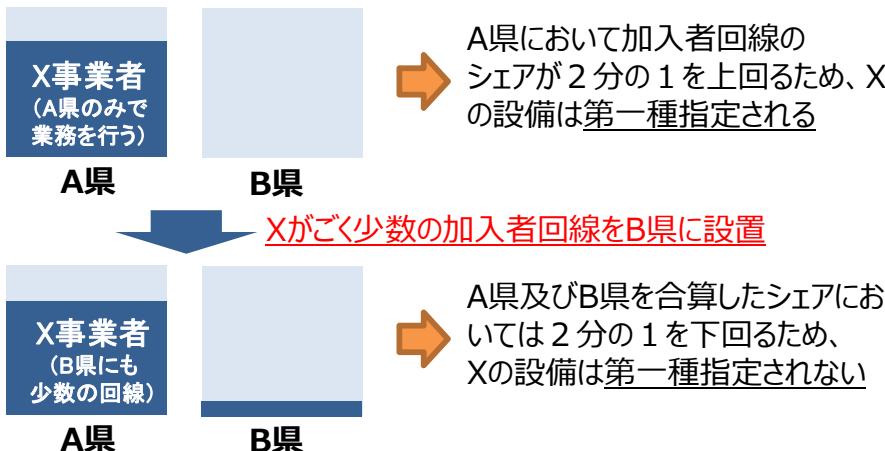
# 改正の概要 ①加入者回線の占有率の算定方法

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、**①加入者回線の占有率の算定方法**及び**②指定の対象となる電気通信設備の範囲**等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」（令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。）を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である**県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）**及び**ゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）**について、**③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。**

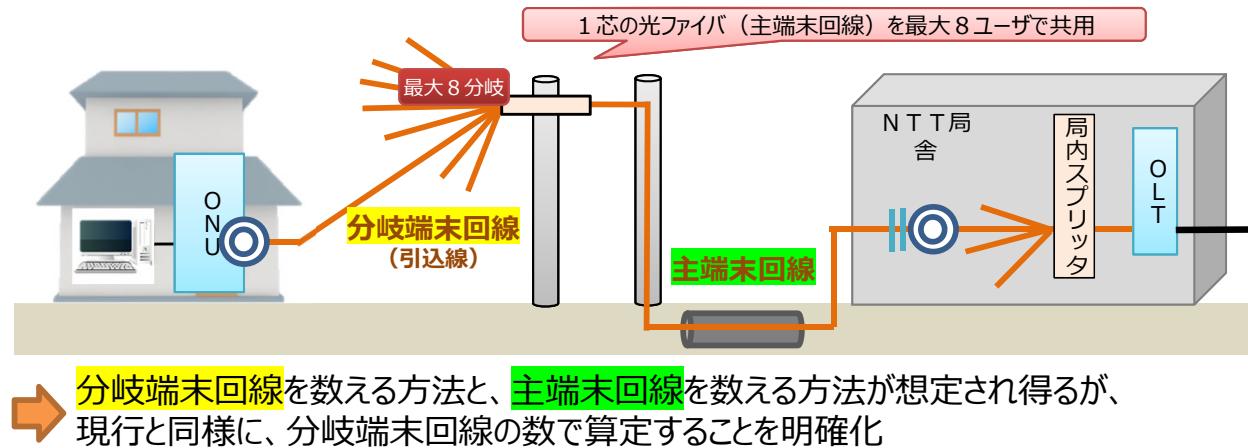
## ① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数を算定する旨を規定。【第二号】

### ●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



### ●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）



# 改正の概要②～④(第一種指定電気通信設備の追加等)

## ② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備 【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号口】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

## ③ 第一種指定電気通信設備の指定 【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（I P o E接続及びI P 音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号口、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するI P 音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

## ④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定 【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

### 最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPP o E接続」以外の「I P音声接続」、「I P o E接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- I P網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（I P音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。

# (参考)電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)

## (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

### 改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

**第33条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより\_\_\_\_\_、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として総務省令で定める方法により算定した割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び\_\_\_\_\_当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

### 現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

**第33条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める\_\_\_\_\_割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

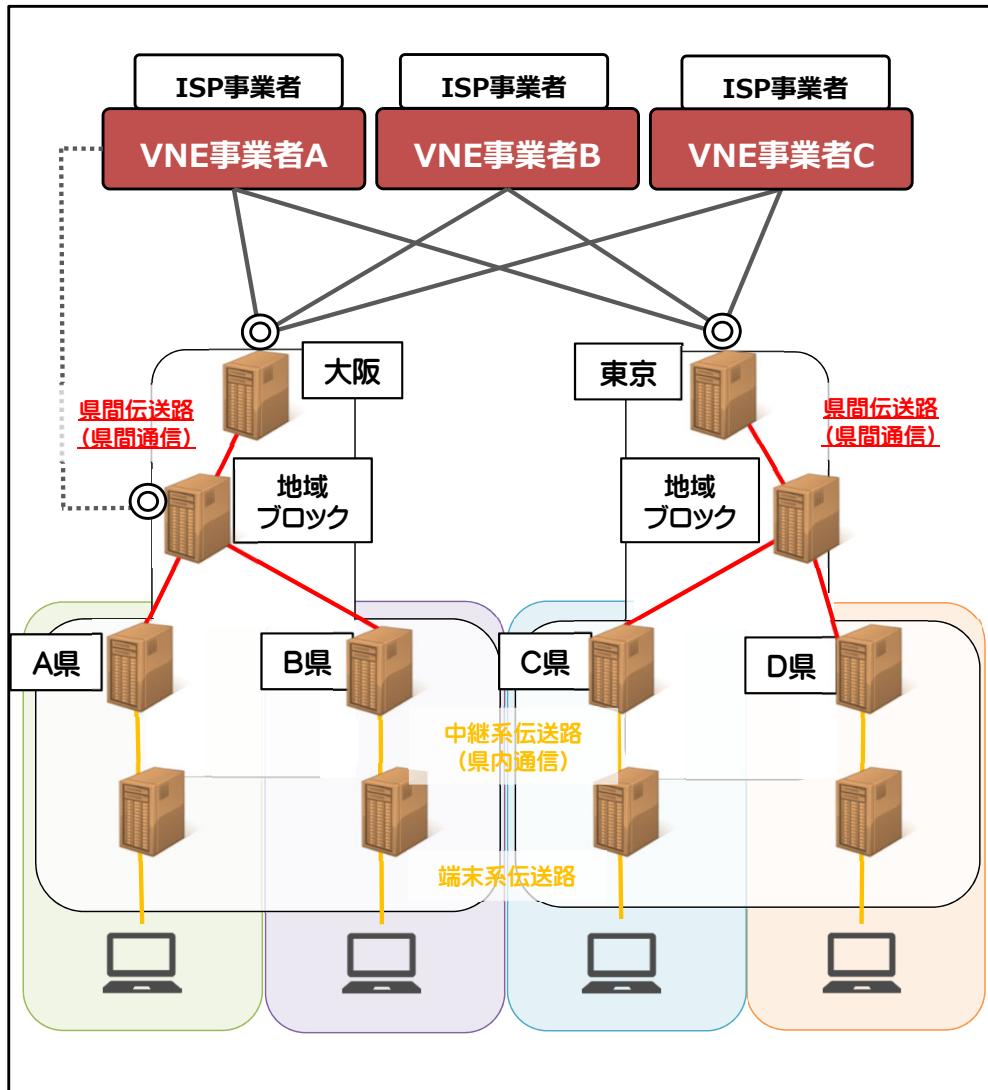
→ **黄マーク部分**:加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

**緑マーク部分**:固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

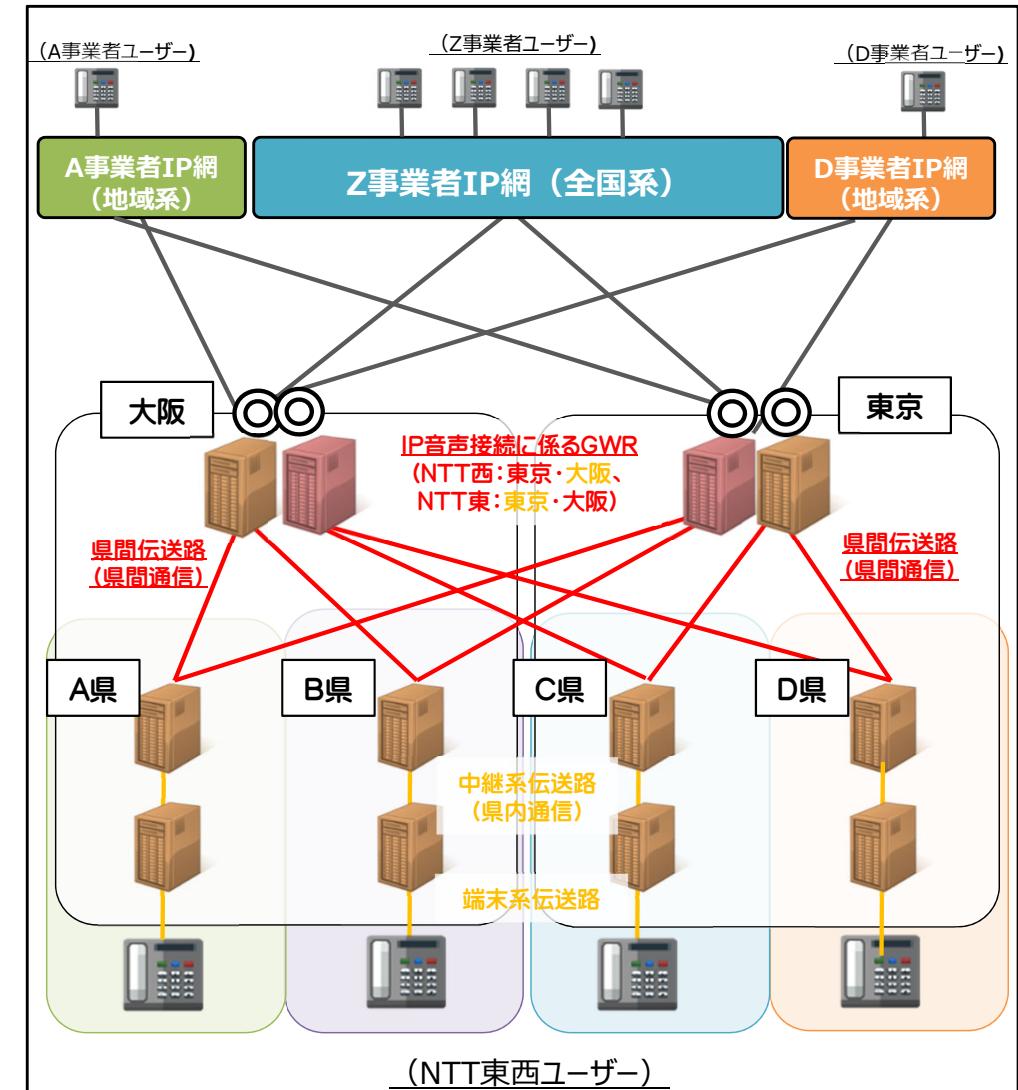
# 新たに指定される第一種指定電気通信設備

- 県間通信（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）に係る設備を新たに指定。
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータ（GWR）を新たに指定。

**【ISP接続（IPoE方式）】**



**【IP音声接続】**



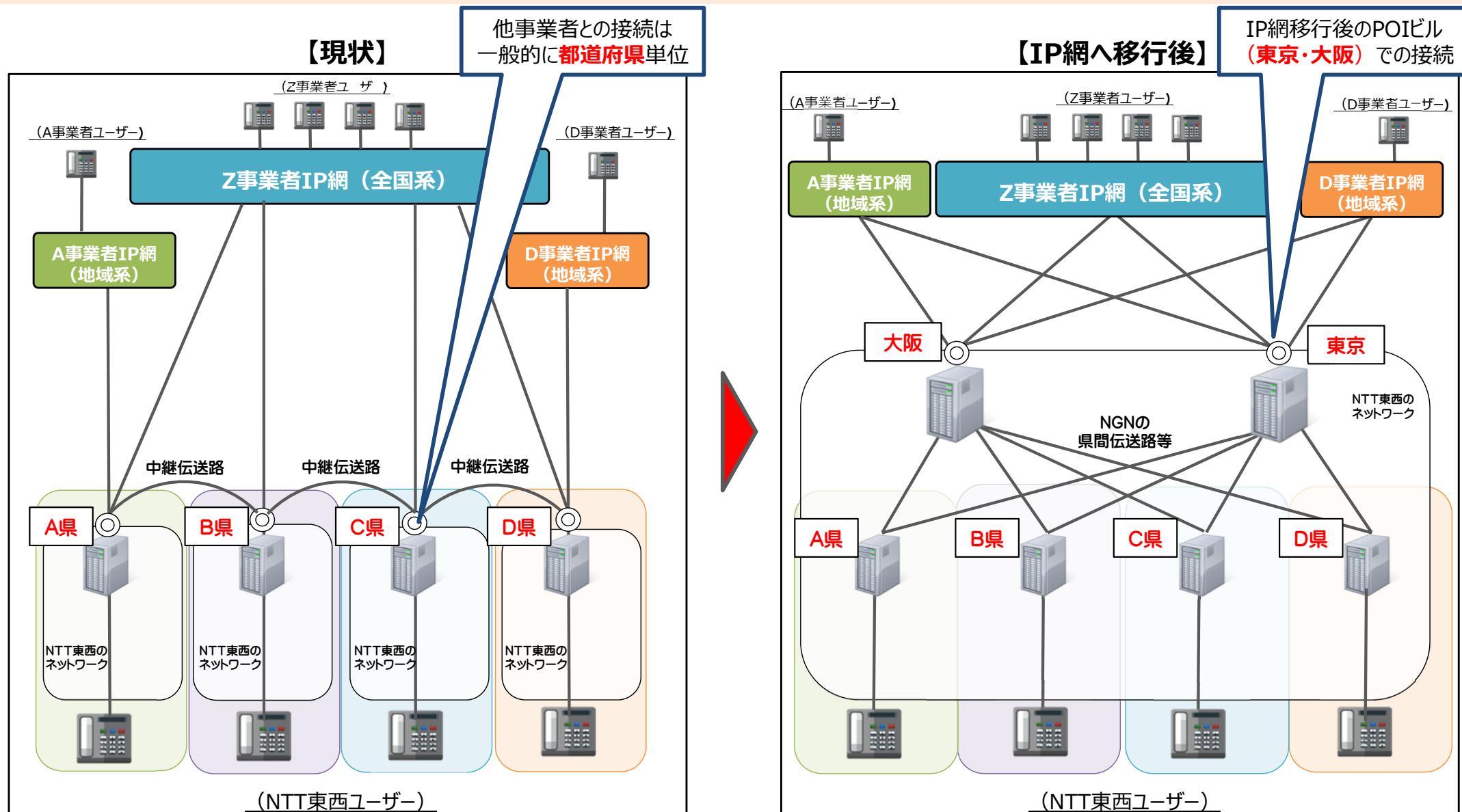
赤字・赤線：今回新たに指定する設備、

橙字・橙線：既に指定されている設備

【参考】  
最終答申概要一部抜粋

## (参考)IP網移行後の音声通信における接続形態の変化

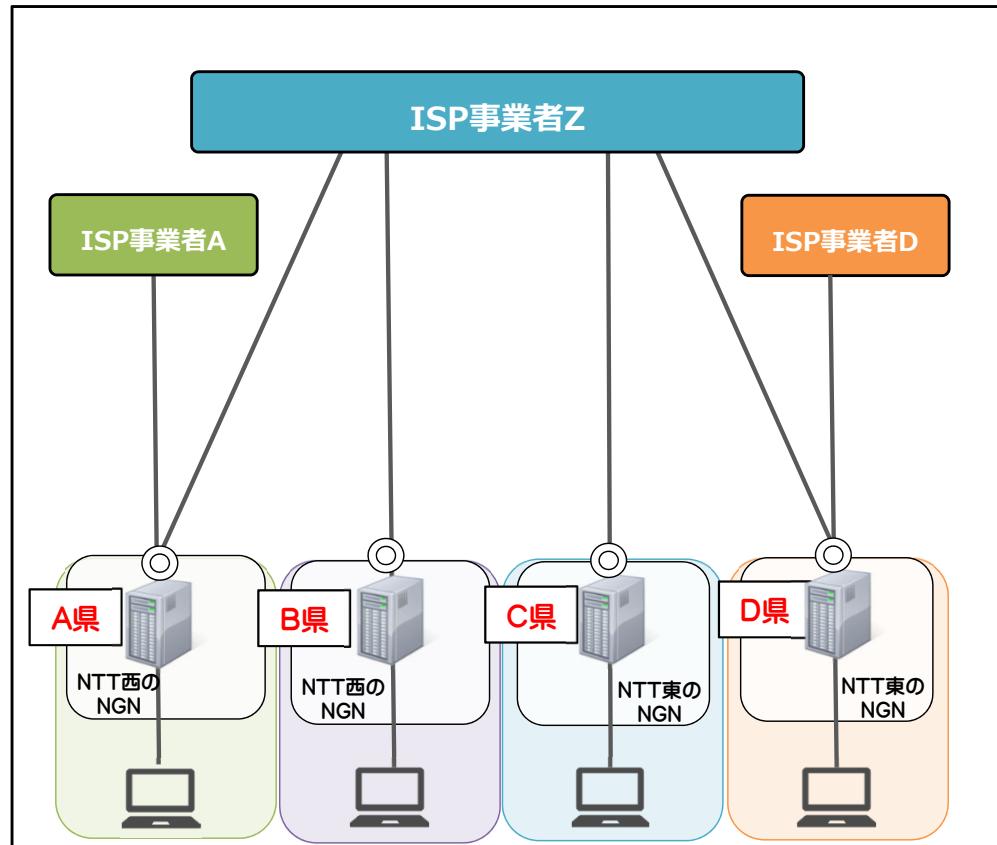
- NTT東日本・西日本は、令和3年1月以降順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定であり、移行後は他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2か所となる。
- また、POIの設置場所が原則東京、大阪の2か所であることを踏まえると、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のNTT東日本・西日本のユーザーに着信する場合は、不可避的に県間通信用設備を経由することになる。



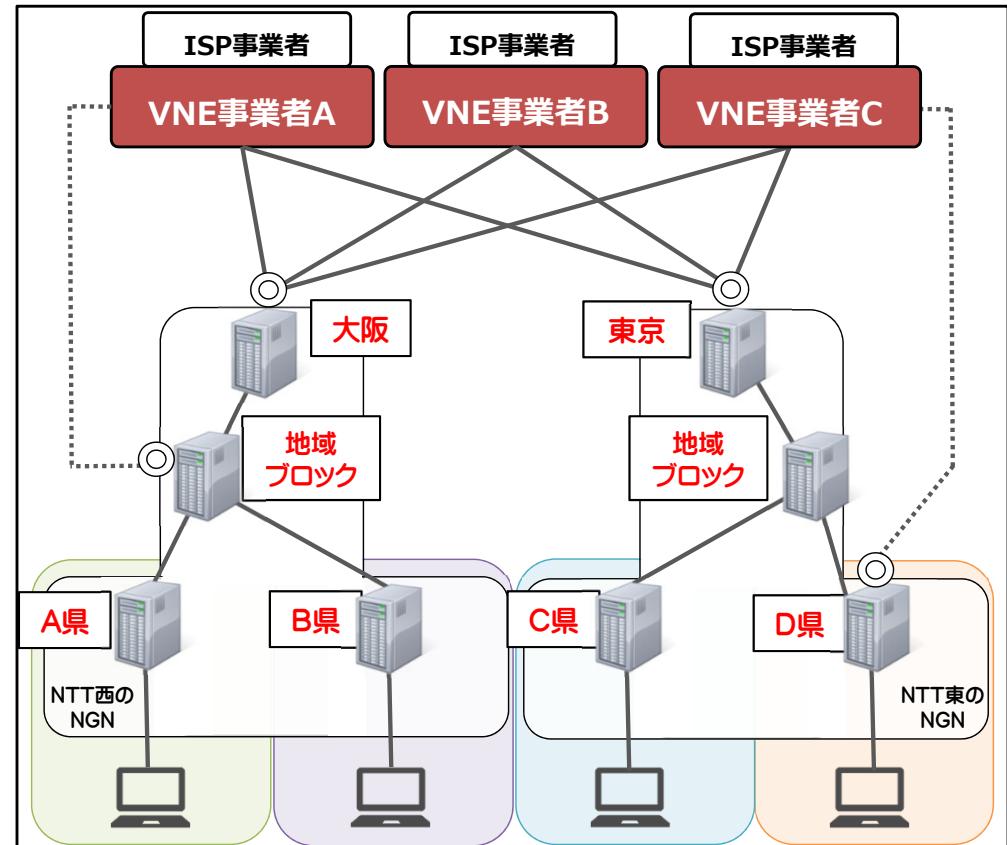
【参考】  
最終答申概要一部抜粋

# (参考)NGNにおけるISP事業者等の接続方式

- インターネット接続サービス等のIP通信の役務のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- PPPoE接続の場合は、接続が都道府県ごとであり、かつ接続するISP事業者は、その都道府県ごとにサービス提供が可能であるが、IPoE接続の場合は、全国向けのサービス提供が行われている。現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要である(全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じる。)ことから、現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はいない。
- 上記を踏まえると、現時点では、全てのVNE事業者が不可避的にNTT東日本・西日本の県間通信用設備を利用している。



**【PPPoE接続】**



**【IPoE接続】**

接続点	都道府県ごとに設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー): 東京、大阪※1</li> <li>■ 単県・ブロックPOI: 東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道 大阪(関西1)、兵庫(関西2)、愛知(東海)、広島(中四国)、福岡(九州)※1</li> </ul> <p>※1 令和2年10月26日時点確認できているもの。</p>
接続事業者のサービス提供範囲	都道府県内	<p><b>全国</b></p> <p>(現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。<u>現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし</u>。)</p>

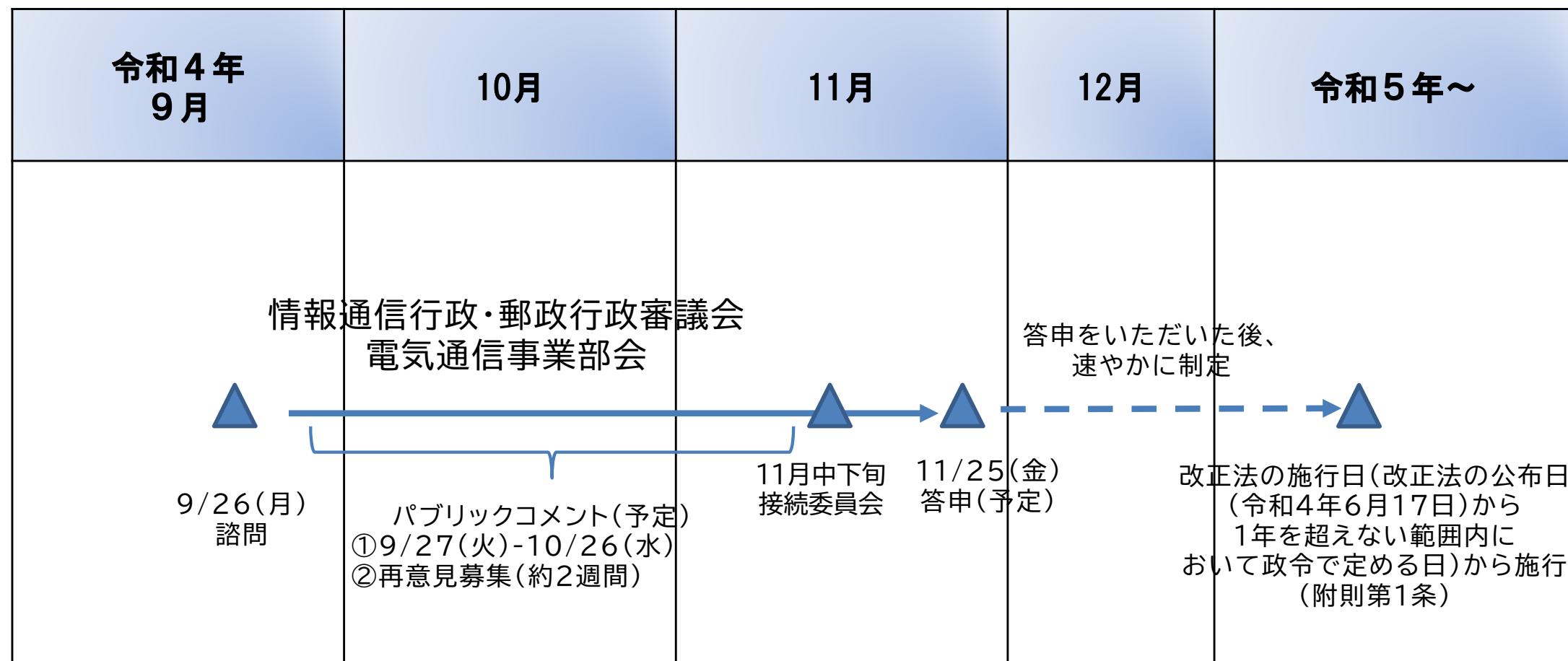
## 経過措置・スケジュール

## 經過措置【附則第2条】

本省令の施行時に現に認可を受けている接続約款については、

- 事業者が、施行前においても改正後の省令に適合させるための変更の申請を行うことを可能とともに、
  - 総務大臣が、当該申請に対する認可を本改正省令の施行前に行うことができ、
  - 当該申請に対する認可が本改正省令の施行後となった場合、現に認可を受けている接続約款は改正後の省令に適合しているものとみなす

旨の経過措置を規定。



## 参考資料

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定  
電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

## (参考)用語の整理等について [諮問対象外]

本改正に伴い、関係省令について、以下の所要の改正を行う。

- 平成13年総務省告示第242号（電気通信事業法施行規則第23条の2 第2項の規定に基づく指定に関する件）は不要となるため、廃止
- 「単位指定区域」の定義が削除されることに伴う、当該規定を引用していた箇所の改正  
【施行規則第23条の4 第1項、接続料規則改正省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項、電気通信事業報告規則様式第21】
- 県間通信用設備のうち、IP音声県間接続・優先パケット県間接続について、第一種指定電気通信設備に指定されていないものの、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないことに鑑み、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める規定（令和3年総務省令第1号で追加）について、当該設備が全て第一種指定電気通信設備となるため、削除  
【施行規則第23条の4 第2項第1号の2】
- 県間通信用設備の第一種指定を踏まえた設備等に係る定義・様式等の整理  
【接続料規則第2条第5号～第6号の2、接続会計規則第2条第2項・別表】
- PSTNマイグレーション期間中の長期増分費用（LRIC）方式による加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定に係る経過措置について、県間通信用設備の第一種指定を踏まえた規定の整理  
【施行規則等改正省令（令和3年総務省令第1号）附則、接続料規則等改正省令（令和4年総務省令第9号）附則】